

居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人夫婦及び被相続人（申立人夫の母で、申立人らのうち4名が相続。）に関し、①被相続人については、事故時住所近隣で生まれ育ち、結婚後は事故時住所で生活していたため同区域での居住期間が80年を超えていたこと、近隣の米農家と共同で農作業を行い農閑期には親睦旅行に出掛けたり、婦人会に参加したりするなどして地域社会等と相当程度の関わり合いがあったことを考慮し、生活基盤変容慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額250万円）の増額分として60万円の賠償が認められるとともに、②申立人夫（原発事故当時59歳）については、事故時住所で生まれ育ち、原発事故当時の居住期間が約60年にわたっていたこと、先祖代々引き継がれてきた農業に従事していたこと、地元の消防団員として約20年間活動したり、地域の芸能保存会の会員としても活動したりするなどして地域社会等との関わり合いがあったことを考慮し、また、申立人妻（原発事故当時58歳）については、結婚後事故時住所にて約35年間居住していたこと、婦人会に参加したり自宅に近隣住民を頻繁に招いて接待したりするなどして地域社会等との関わり合いがあったことを考慮して、生活基盤変容慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額250万円）の増額分としてそれぞれ20万円の賠償が認められるなどした事例。

和 解 契 約 書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4、同X5、同X6、及び同X7（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 表明及び保証

申立人X1、同X5、同X6及び同X7（以下「相続人ら」という。）は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- 1 亡A（以下「被相続人」という。）が平成28年1月〇日に死亡し、相続人らが、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと。
- 2 相続人らの知る限り、相続人らが、被相続人の全相続人であること。

第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

- （1）申立人X1、同X2、同X3及び同X4
生活費増加費用（自家消費野菜・米）
- （2）亡A（被相続人）

ア 日常生活阻害慰謝料（増加分・中間指針第五次追補第2の4①）

イ 生活基盤変容慰謝料（増加分・中間指針第五次追補第2の2）

（3）申立人X 1

生活基盤変容慰謝料（増加分・中間指針第五次追補第2の2）

（4）申立人X 2

生活基盤変容慰謝料（増加分・中間指針第五次追補第2の2）

2 期間

（1）上記（1）について

平成23年3月11日から平成30年3月末日まで

（2）上記（2）アについて

平成23年3月11日から平成28年1月〇日まで

第3 和解金額

被申立人は、第2の1項記載の損害項目（第2の2項所定の期間に限る。）
についての和解金として、申立人らに対し、金2,005,000円の支払
義務があることを認める。

（内訳）

（1）申立人X 1、同X 2、同X 3及び同X 4

生活費増加費用（自家消費野菜・米） 金415,000円

（2）亡A（被相続人）

ア 日常生活阻害慰謝料（増加分・中間指針第五次追補第2の4①）

金590,000円

イ 生活基盤変容慰謝料（増加分・中間指針第五次追補第2の2）

金600,000円

（3）申立人X 1

生活基盤変容慰謝料（増加分・中間指針第五次追補第2の2）

金200,000円

（4）申立人X 2

生活基盤変容慰謝料（増加分・中間指針第五次追補第2の2）

金200,000円

第4 支払方法

（省略）

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第6 清算

申立人らと被申立人は、第2の1項記載の損害項目（第2の2項記載の期
間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人
らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対し
て別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年12月23日

（仲介委員 卷淵 眞理子）